

農業保険法施行規則等の一部改正案及び 農業保険法関係告示の一部改正案の趣旨及び概要

平成31年4月
経営局保険課

趣旨

農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」という。）について、災害に強い施設園芸づくりに向けて、農業用ハウスの補強の推進及び園芸施設共済の加入促進が図られるよう園芸施設共済に係る共済掛金区分の追加等を行う。

また、この改正に併せて、農業保険法施行規則の一部を改正する省令（平成31年農林水産省令第12号。以下「改正省令」という。）による全棟加入要件の適用除外の見直し（規則第153条）を施行できるよう、改正省令及び平成31年3月8日農林水産省告示第506号（農業保険法施行規則第153条第6号の農林水産大臣が定める年数を定める件。以下「関係告示」という。）を一部改正する。

概要

1．共済掛金区分の追加（規則第157条）

農業用ハウスの補強や園芸施設共済への集団による申込み等の一定の条件を満たす場合に共済掛金等を割り引く措置を実施するため、共済掛金区分に次の区分を追加する。

- （1）特定園芸施設の骨格の主要部分に係るパイプの強度の別
- （2）園芸施設共済に付することの集団による申込みの有無の別

2．共済事業に係る業務を委託することができる法人の規定の新設（規則第71条の2）

園芸施設共済への集団による申込みが効率的に進められるよう、農業共済組合等が申込書の受理に係る業務等を委託することができる法人を次のとおり規定する。

共済事業に係る業務のうち、共済掛金の徴収に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るもの及び規則第70条各号に掲げる業務の全部又は一部について、その業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力のある者

3．農業経営収入保険事業に係る業務を委託することができる法人の規定の新設（規則第202条の2）

農業経営収入保険事業に係る業務を委託することができる法人を次のとおり規定する。

農業経営収入保険事業に係る業務のうち、保険料の徴収に係るもの、資金の貸付けに係るもの（貸付けの決定を除く。）及び規則第201条各号に掲げる

業務の全部又は一部について、その業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力のある者

4．改正省令及び関係告示の改正

改正省令による全棟加入要件の適用除外の見直し（規則第153条）の改正規定を平成31年6月1日から施行できるよう、改正省令及び関係告示の改正を行う。

5．改元に伴う元号による年表示について所要の整備を行う。

根拠条文

農業保険法第517条第1項(同条第2項において読み替えて適用する場合に限る。)
)及び第160条第1項

施行期日

1～3については平成31年6月1日から施行し、4及び5については公布日から施行する。